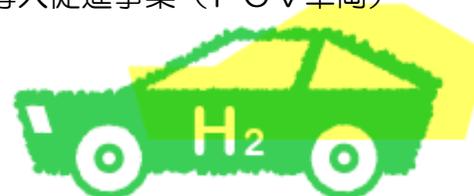


助成金申請に係るよくある質問・回答

令和4年度 電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）

令和4年度 燃料電池自動車等の導入促進事業（FCV車両）



2022年12月7日作成
2022年12月15日更新

目次

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 申請書類について | 2 |
| 2 | 申請について | 4 |
| 3 | リースについて | 7 |
| 4 | 助成対象車両について | 8 |
| 5 | 財産処分について | 9 |
| 6 | その他 | 10 |

1 申請書類について

| | お問い合わせ内容 | 回答 |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 助成金申請に必要な提出書類を教えてください。 | 「申請書類作成の手引き」をご確認ください。 EV・PHV 個人、個人事業主、法人→18ページ～ リース事業者→19ページ～ FCV 個人、個人事業主、法人→16ページ～ リース事業者→18ページ～ また、「申請書類チェックリスト」も併せてご確認ください。 HPからダウンロードできます。 |
| 2 | 申請者のご子息、助成金振込は親の口座にすることはできますか。 | できません。申請者＝振込口座名義人となるようにしてください。 |
| 3 | 請求書や注文書、領収証の宛名が申請者ではない場合、どうすればよいですか。 | 申請者＝請求書や注文書等の宛名＝領収証の宛名（クレジットローンの領収証の場合は但書に申請者名）が一致していないと受付できません。作成し直してください。 |
| 4 | ローンで購入した場合の提出書類を教えてください。 | ローンの契約書のコピーを提出してください。 |
| 5 | 住民票や印鑑登録証明書はいつ取得したものを提出すればよいのですか？ | 申請受付日から3カ月以内を取得したものであることが必要です。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う延長措置等はありません。 |
| 6 | 住民票や印鑑証明書の代わりに運転免許証を提出してもよいのですか？ | 不可です。運転免許証は提出書類に含まれていません。個人での申請の場合、必ず住民票もしくは印鑑証明書のコピーをご提出ください。 |

1 申請書類について

| | | |
|---|---------------------------|--|
| 7 | 申請様式に押印は不要ですか？ | 令和3年度以降の申請様式から押印不要になっています。ただし押印いただいたとしても受領可能です。 |
| 8 | (法人申請の場合) 納税証明書の提出は不要ですか？ | 基本的には不要ですが、以下の場合は完納している直近の事業年度の「法人住民税の納税証明書」が必要です。 ・ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書に東京都内の事業所等の情報記載がない場合。 ※東京都内に設立または設置したばかりで納税証明書の提出ができない場合、法人設立・設置届出書の提出が必要です。 |

2 申請について

| | お問い合わせ内容 | 回答 |
|---|---|--|
| 1 | 初度登録から登録番号を変更しました。申請を行うに当たっていつの車検証が必要ですか？ | 番号変更のみ（名義・住所を変更していない）であれば、登録番号変更時の車検証を提出してください。初度登録時の車検証は提出不要です。 |
| 2 | 初度登録後に都内から都内に転居しています。いつの車検証が必要ですか？ | 初度登録時の車検証と、変更後（転居後）の車検証の両方のコピーを提出してください。 初度登録時から継続して「使用の本拠の位置」が都内であることが申請要件になっているため、それを確認させていただきます。 |
| 3 | 初度登録時は使用の本拠の位置は東京都外住所、すぐ東京に引っ越してきたので、申請できますか？ | 申請できません。初度登録時から継続して「使用の本拠の位置」は東京都内住所であることが条件となっています。 |
| 4 | 法人で購入。 法人本社は東京都にあるので、使用の本拠の位置が東京都外でも申請できますか？ | 申請できません。法人の本社や事業所が東京都内にあっても「使用の本拠の位置」が東京都外であれば要件を満たさないため申請対象外となります。 |
| 5 | 法人で購入。 法人の本社は東京都外にあり、支店や営業所も東京都にはないが、使用の本拠の位置は従業員の自宅住所で東京都内になっているので申請できますよね？ | 申請できません。支店または営業所が東京都内にない場合は、使用の本拠の位置が都内であっても申請対象外となります。 |
| 6 | 「個人」としての申請、「個人事業主」としての申請はどのように区別すればよいですか？ | 申請車両をプライベートで使用する場合は「個人」として申請してください。 一方、営業等の事業で使用する場合は「個人事業主」として申請してください。 なお、車検証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載さ |

2 申請について

| | | |
|---|--------------------------------------|--|
| | | れている場合は必ず「個人事業主」として申請していただくこととなります。 |
| 7 | 所有者が法人、使用者が当該法人の役員または従業員の場合は申請できますか？ | <p>申請可能です。 目次へ戻る</p> <p>その場合、以下の書類の提出が必要です。それぞれHPからダウンロードしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書 ・法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類（※） <ul style="list-style-type: none"> ※使用者が役員の場合 <ul style="list-style-type: none"> >登記事項証明書に役員名の記載がある場合は、追加の書類提出は不要 >登記事項証明書に記載がない場合は、従業員と同様の書類を提出 ※使用者が従業員の場合 <ul style="list-style-type: none"> >在職証明書（ホームページからダウンロード） >従業員の身分証明書（下記のいずれか1点）のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面をコピー。有効期限内のもの） ・健康保険証（住所の記載があり有効期限内のもの） ・住民票（発行後3カ月以内のもの） ・印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの） >従業員の給与所得の源泉徴収票の写し（住所・氏名以外を墨消し） |
| 8 | 個人申請の場合、車検証上所有者と使用者が異なる場合、申請できますか？ | 通常購入の場合（ローン購入でない場合）、車検証の所有者と使用者は、助成対象者と同一名義でなければならないため、申請できません。 |

2 申請について

| | | |
|----|--|--|
| | | 例) 所有者＝親、使用者＝子 ⇒ 申請不可 所有者＝夫、使用者＝妻 ⇒ 申請不可 |
| 9 | 都内と都外に住居があります。車検証の使用の本拠の位置は都内です。申請できますか？ | 申請日時点で、都内に住民票があれば申請できます。 ただし、処分制限期間内に、東京都外へ引越しを行う場合には、「取得財産等処分承認申請書」と対象車両の「車検証」の写しをご提出ください。対象車両の初度登録日から処分日までの経過期間に応じて返納金が発生します。 |
| 10 | 提出期限について教えてください。 | 申請受付は、 紙申請→令和5年2月28日（火）必着締切 目次へ戻る オンライン申請→令和5年2月28日（火）17：00 締切です。 また、申請車両の初度登録日から1年以内にご申請いただくようお願いいたします。 |
| 11 | 初度登録日の期限はありますか。 | 令和4年度の事業は、令和5年2月24日までに初度登録された車両が対象です。 |
| 12 | 初度登録から1年以内が申請期限ですが、年度を超えて来年度申請した場合、来年度も同様の助成金が受けられますか？ | 令和5年度も助成事業は継続される予定ですが、詳細は未定です。 |
| 13 | 以前に申請書類を提出し、既に助成金が交付されています。最近増額申請対象の再エネ100%電力に加入しましたので、追加で増額申請したいのですがどのような手続きが必要ですか？ | 既に通常の助成金額で交付決定されている車両については、追加で増額申請はできません。 増額申請する場合、申請する際に増額申請に必要な書類を添付していただきご申請ください。 |

3 リースについて

| | お問い合わせ内容 | 回答 |
|---|--|--|
| 1 | リース車両でも増額申請できますか？ | リース事業者からの申請はできませんが、貸与先（エンドユーザー）が申請者として増額申請することは可能です。 申請方法は、個人、個人事業主、法人の手引きをご確認ください。 ※通常の助成金額で申請する場合は、リース事業者からの申請となります。 |
| 5 | リース契約書について「リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの」とはどのような意味ですか？ | 助成金額分を月々のリース料金から値下げすることで、リース使用者へも助成金額を還元することが目的です。なお、リース契約書に、「リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載（助成金額が差し引かれる前の金額と、差し引かれた後の金額が確認でき、リース料金から助成金額以上が差し引かれていることがわかる記載）が」ない場合は、「貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）」を作成のうえ、併せてご提出ください。 |

4 助成対象車両について

| | お問い合わせ内容 | 回答 |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 都の助成金対象車両を教えてください。 | 東京都の助成金対象車両は、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の対象車両と同じです。対象車両一覧は一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページで確認できます。なお、以下の点についてご注意ください。 <ul style="list-style-type: none">・申請車両の初度登録日において、対象車両になっていること。・東京都の助成対象車両は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のみです（超小型モビリティは電気自動車として申請できます）。従って、ハイブリッド自動車やクリーンディーゼル自動車は助成対象外です。ミニカーは電動バイクの助成対象です。 |
| 2 | CEV 対象車両一覧の超小型モビリティは助成対象ですか？ | 超小型モビリティは助成対象です。電気自動車として申請していただけます。 |
| 3 | CEV 対象車両一覧のミニカーは助成対象ですか？ | ミニカーは助成対象外です。「電動バイクの普及促進事業」で助成対象です。 |

5 財産処分について

| | お問い合わせ内容 | 回答 |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 財産処分について教えてください。 | <p>車両区分ごとに設定された処分制限期間内に、申請者住所の東京都外への変更等の以下の例に該当することを処分と呼びます。これらに該当する場合は、「取得財産等処分承認申請書」と対象車両の「車検証」の写しをクール・ネット東京へご提出ください。返納金が発生します。</p> <p>処分の例：申請者住所の都外への変更、 使用の本拠の位置のみ都外へ変更、譲渡 （売却、下取り、廃車のための引渡） リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更 （解約後の譲渡・廃車を含む）など</p> |
| 2 | 助成金受給後に東京都外へ引っ越す場合の必要な手続きを教えてください。 | <p>処分制限期間内であれば「取得財産等処分承認申請書」と対象車両の「車検証」の写しをご提出ください。対象車両の初度登録日から処分日までの経過期間に応じて返納金が発生します。</p> |

6 その他

| | お問い合わせ内容 | 回答 |
|---|---|---|
| 1 | 車購入の際、値引きしてもらったが、東京都の助成金が減額されることはありますか？ | 東京都の助成金額は一律の固定額であるため減額されることはありません。 |
| 2 | 自動車税について教えてください。 | 主税局にお問い合わせください。 |
| 3 | 助成金の交付までの期間を教えてください。 | 申請受付から、不備がなければ、4～5か月程度で振り込まれます。 |
| 4 | 現在の申請受付件数を教えてください。 | 申請受付件数についてはお答えしかねますのでご了承ください。なお、予算残高が少なくなってきた場合にはクール・ネット東京HP上でお知らせいたします。 |
| | 現在残っている予算額を教えてください。 | 予算の残高についてはお答えしかねますのでご了承ください。なお、予算残高が少なくなってきた場合にはクール・ネット東京HP上でお知らせいたします。 |
| 5 | 申請できるのがまだ先になります。予算は残っているでしょうか？ | 確定的なことを申し上げることは難しいです。なお、予算残高が少なくなってきた場合にはクール・ネット東京HP上でお知らせいたします。 |
| 6 | この助成金は圧縮記帳の対象になりますか？ | 当該補助金の原資となる資金は、東京都から出捐を受けているものとなります。 このため、地方公共団体の財源を基にして間接交付される補助金についても、実質的に地方公共団体から直接交付を受けたものと認められる場合においては、国庫補助金等に該当するものと考えられます。 よって、法人税法第42条に記載のある「国又は地方公共団体の |

6 その他

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるものの交付を受けた場合」の地方公共団体にあたるものとなりますので、対象となると考えられます。</p> <p>なお、税務処理等の解釈・詳細は、お近くの税務署に御確認ください。</p> <p>【解釈の参考URL】</p> <p>https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/07/11.htm</p> |
|--|--|--|